

# 建設業における「柔軟な働き方改革」 の必要性について

令和8年4月14日



## 全国建設業協会の会員は47都道府県建設業協会で構成

- 一般社団法人 全国建設業協会 【通称：全建（ぜんけん）、National General Contractors Association of Japan】 は、47都道府県にわたって約2万社の建設企業が、地域ごとにそれぞれ建設業団体を組織し、これらの地域建設業団体が全建の会員を構成している。
- したがって、各都道府県建設業協会が集結して構成する全国的組織が「全国建設業協会」となる。

### 全国建設業協会

北海道建設業協会  
青森県建設業協会  
岩手県建設業協会  
宮城県建設業協会  
秋田県建設業協会  
山形県建設業協会  
福島県建設業協会  
茨城県建設業協会  
栃木県建設業協会  
群馬県建設業協会  
埼玉県建設業協会  
千葉県建設業協会  
東京都建設業協会  
神奈川県建設業協会  
山梨県建設業協会  
新潟県建設業協会  
長野県建設業協会  
岐阜県建設業協会  
静岡県建設業協会  
愛知県建設業協会  
三重県建設業協会  
富山県建設業協会  
石川県建設業協会  
福井県建設業協会  
滋賀県建設業協会  
京都府建設業協会  
大阪建設業協会  
兵庫県建設業協会  
奈良県建設業協会  
和歌山県建設業協会  
鳥取県建設業協会  
島根県建設業協会  
岡山県建設業協会  
広島県建設業協会  
山口県建設業協会  
香川県建設業協会  
徳島県建設業協会  
愛媛県建設業協会  
高知県建設業協会  
福岡県建設業協会  
佐賀県建設業協会  
長崎県建設業協会  
熊本県建設業協会  
大分県建設業協会  
宮崎県建設業協会  
鹿児島県建設業協会  
沖縄県建設業協会

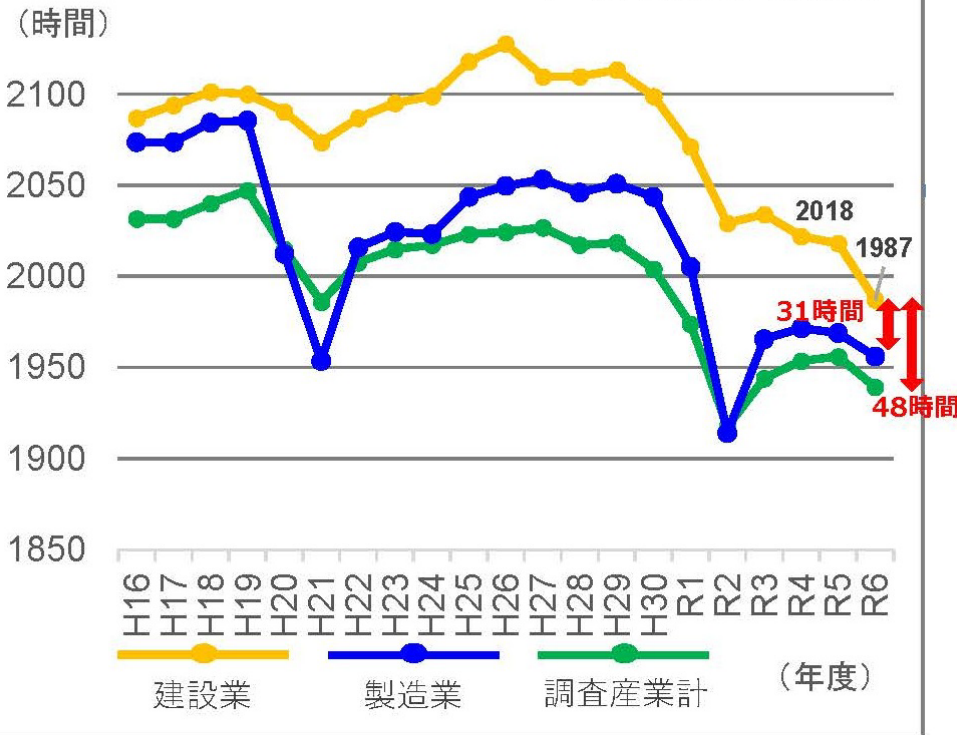
47都道府県建設業協会の会員数合計 18,815社（2025年6月現在）

年間の総実労働時間は  
全産業と比べて48時間長い

技術者・技能者ともに4週8休（週休2日）  
の確保ができていない場合が多い。

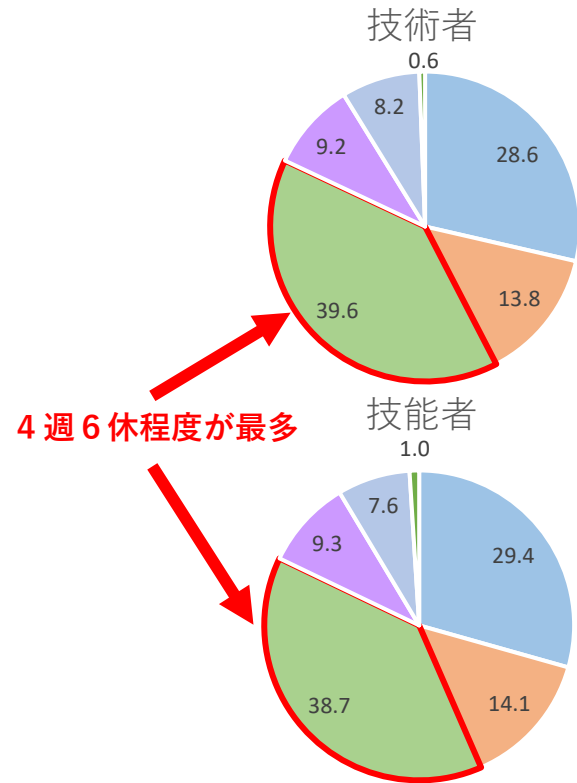
## 産業別年間実労働時間

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



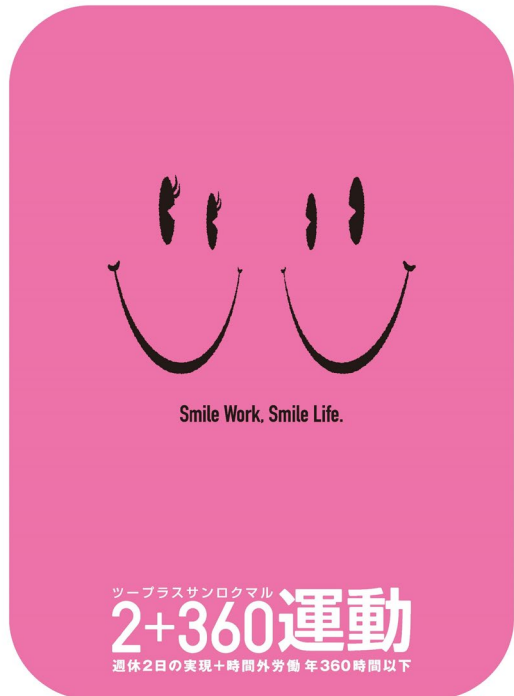
出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

## 建設業における平均的な休日の取得状況



- 4週8休(週休2日)以上
- 4週7休程度
- 4週6休程度
- 4週5休程度
- 4週4休程度
- 不定休

## 「目指せ週休2日+360時間 (2+360ツープラスサンロクマル) 運動」



一般社団法人 全国建設業協会 / 47都道府県建設業協会  
後援：国土交通省 厚生労働省



## 2+360 ツープラスサンロクマル 適正工期見積り運動

工期の見積りは「工期に関する基準」に沿って

発注者から工期の見積り・提案を求められた場合は、中建審「工期に関する基準」<sup>(※)</sup>に沿った見積り・提案を行きましょう。

(※) 週休2日、年末年始・夏季休暇・GW・降雨降雪(雨休率)等による不稼働、準備、後片付けなどを見込んだ工期の確保

一般社団法人 全国建設業協会 / 47都道府県建設業協会

## 適正工期見積り運動

中建審の「工期に関する基準」(週休2日等)  
に沿った工期の見積り

## 「目指せ！ 建設現場 土日一斉閉所」運動

日建連、全中建、建専連等と共同

## 目指せ！建設現場



# 土日一斉閉所

土日は、やすもう

※緊急工事、工地上が中心でない工事を除く。

構成団体  
日建連 全中建 建専連  
国土交通省 厚生労働省 建設業 全国和会 全国市長会 全国町村会 日本経済団体連合会 日本商工会連合会

# しかし、屋外作業が大半を占める建設現場では、 一律の労働時間削減が難しい



猛暑による熱中症リスク

降雪等による作業効率の低下

こうした現場特有の環境制約を踏まえた労働時間規制が不可欠

# 酷暑（熱中症）による作業効率の低下

## ○WBGT値 31℃以上は作業不能

⇒国土交通省「直轄土木工事における適正な工期設定指針」では、WBGT値31℃以上の時間を足し合わせた日数を作業不能日としている。

平日の稼働のうち、WBGT値 31℃以上を記録した時間（東京地区）

令和7年7月 ⇒ **61時間**（**7.6日**に相当／稼働日22日）

令和7年8月 ⇒ **56時間**（**7.0日**に相当／稼働日17日）

※8時～17時（12時～13時は休憩時間）、土日祝日及びお盆休み（3日間）を除く。

⇒ **約4割の日で作業できず、他の気候の良い日に振り替える必要あり。**

（なお、WBGT値 31℃に至らなくても、降雨、強風等により、建設工事ができない日も多い）

## ○厚生労働省ガイドラインによると、もっと長く作業を中止し休憩を取る必要がある。

身体作業強度（代謝率レベル）の例		WBGT基準値				
区分	建設現場での作業例	一般的な作業例	熱に順化している人（℃）		熱に順化していない人（℃）	
3 高代謝率	・型枠材を下階から上階へ渡回作業 ・型枠の組立て・解体作業 ・鉄筋の組立て作業 ・足場の組立て作業 ・矢板入れ作業 ・手運びによる資材の小運搬	強度の腕と胴体の作業； 重い材料を運ぶ； シヤベルを使う； 大ハンマー作業； のごきりを引く； 硬い木にかななをかけたりのみで彫る； 草刈り； 掘る； 5.5～7km/hの速さで歩く。重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする； 鋤物を削る； コンクリートブロックを積む。	25	26	22	23
			気流を感じないとき	気流を感じるとき	気流を感じないとき	気流を感じるとき

### 休憩時間の目安（厚労省資料より）

熱順化した作業員において、WBGT基準値から、

- ①1℃程度超過しているときには1時間当たり15分以上の休憩
- ②2℃程度超過しているときには1時間当たり30分以上の休憩
- ③3℃程度超過しているときには1時間当たり45分以上の休憩
- ④それ以上超過しているときには作業中止が望ましい

④作業中止が望ましい（WBGT値29℃以上）

令和7年7月

**123時間**（**15.4日**に相当／稼働日22日）

令和7年8月

**102時間**（**12.8日**に相当／稼働日17日）

⇒ **7割以上の日で作業ができない**

②1時間当たり30分以上の休憩（WBGT値27℃以上）

令和7年7月

**155時間**（**19.4日**に相当／稼働日22日）

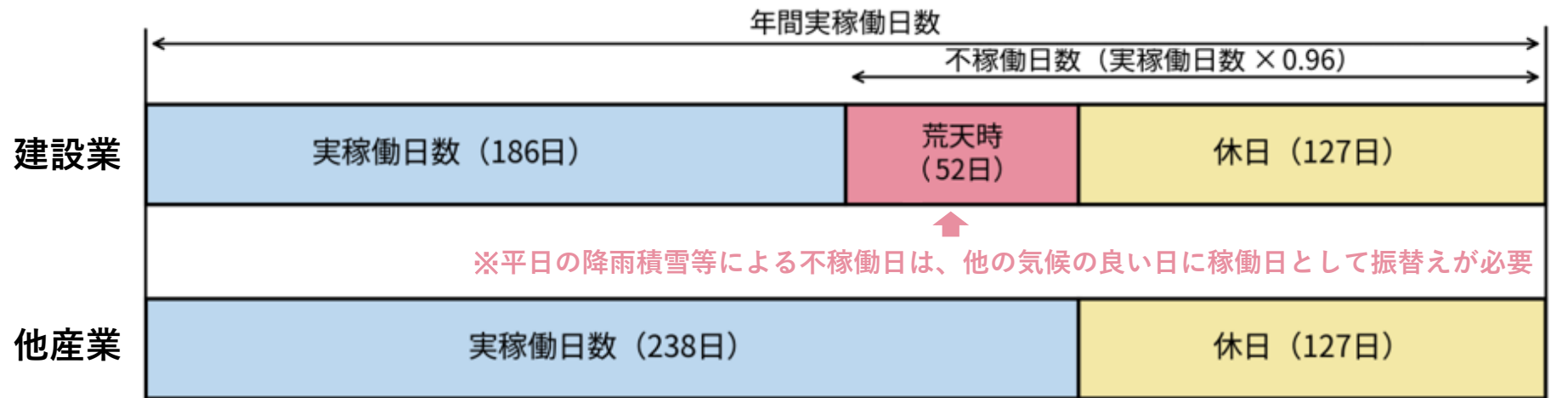
令和7年8月

**125時間**（**15.6日**に相当／稼働日17日）

⇒ **残り3割未満の日で稼働したとしても殆どの時間帯で1時間あたり30分以上の休憩が必要**

最悪12月～3月は工事ストップ。  
残り8ヶ月で1年分の仕事をする必要がある。

年間実稼働日数と雨休率の関係  
東北地方の例（山形県新庄地域）

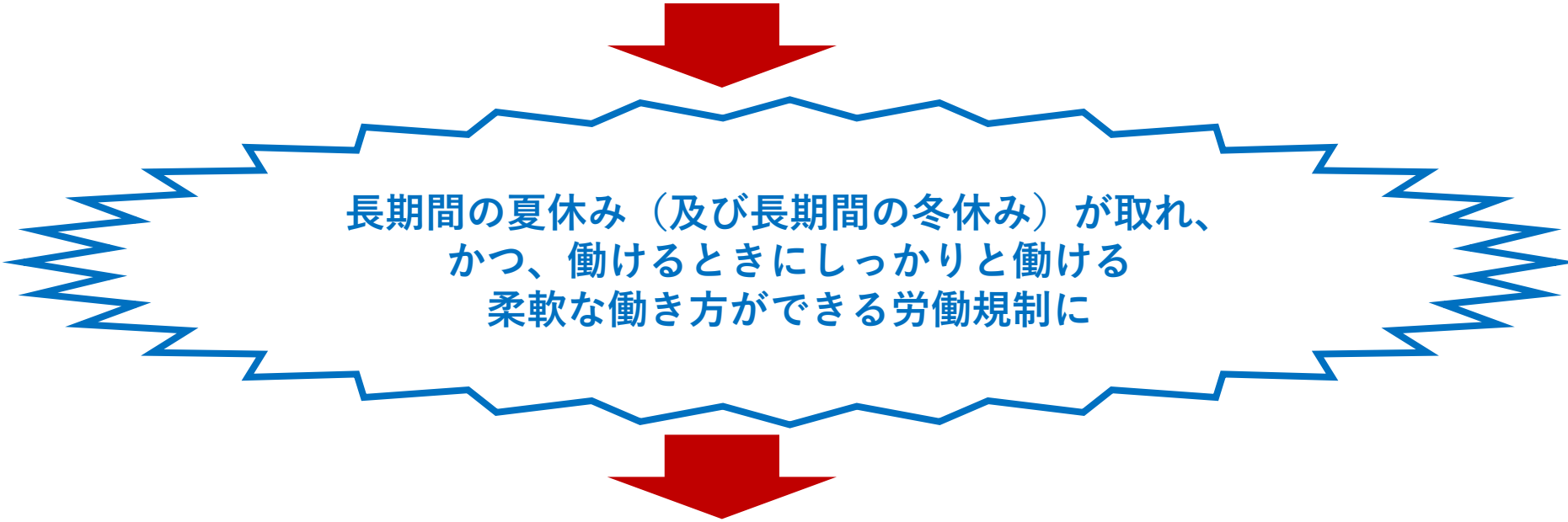


※ 休日は週休2日に祝日及びお盆休み3日、年末年始休暇5日を加えた日数（令和7年）

年間稼働日数が他産業より52日少ない。  
 ↓  
 一定程度天気の良い日に長く働けるようにしてほしい。

## < 建設現場を取り巻く環境 >

- ・屋外での作業が大半を占める中、主に7月～9月の酷暑期間や、北日本における降雪期間では、**現場の不稼働日・時間が増加傾向**にあるため、既存の各種法規制の中では対応に限界がある。
- ・技能労働者の高年齢化が進んでいるため、“新4K（給料がよく、休暇が取れ、希望が持てる、かっこいい）”産業としての魅力度を高め、若年層の入職を促し、**担い手を確保していかなければならない**状況にある。



長期間の夏休み（及び長期間の冬休み）が取れ、  
かつ、働けるときにしっかりと働ける  
柔軟な働き方ができる労働規制に

**「変形労働時間制」の活用を！**

## 1 年単位の変形労働時間制の導入手続

- (1) **労使協定**を締結
  - ①対象労働者の範囲
  - ②対象期間（1か月を超え、1年以内の期間）及び起算日
  - ③特定期間（対象期間中、特に繁忙な期間）
  - ④労働日及び労働日ごとの労働時間（**勤務カレンダー／※30日前までに定める**）
  - ⑤労使協定の有効期間
- (2) **就業規則**の整備（変形期間中の各日の始業・終業の時刻等を定める）
- (3) 締結した労使協定と変更した就業規則とを所轄労働基準監督署に**届け出る**

- 要望1 **30日前に天候は予想できない。**  
⇒30日前までに定める必要のある(1)④の勤務カレンダーを  
**事後作成又はせめて前日での作成で対応を可能に**  
⇒勤務カレンダーを30日前までに作成した場合でも、労働者の同意を得た上で、  
**事後的に変更又はせめて前日での変更を可能に**  
⇒勤務カレンダーを日を特定せず、例えば、**週単位又は月単位で労働日数・労働時間を定め、  
天候に応じて臨機応変な対応を可能に**
- 要望2 **手続が複雑・煩雑で対応できない。**  
⇒例えば、(1)の労使協定ではなく、現場単位で**労働者の同意を得た上で可能に**することや  
(2)の**就業規則の整備を不要に**したり、(3)の**監督署への届出を省略**するなど、**手続の簡素化**を



**働けるときにバリバリ働き、  
働けないときはしっかり休める「変形労働時間制」を  
もっと活用できる制度に！**